

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所</p> <p>(11)・(12) [略]</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、<u>同条第17項に規定する地域密着型通所介護</u>、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。）を行う事業所</p> <p>(11)・(12) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。